

返戻金制度に関する書面

株式会社KNOTIC（以下「当社」といいます。）は、有料職業紹介事業における返戻金制度を、次のとおり定めます。

返戻の対象

当社の紹介により採用された者が、本人都合により退職した場合、または本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合を対象とします。

返戻割合

退職または解雇の時期	返戻割合
入社日から30日以内	紹介手数料の50%
入社日から31日目以降90日以内	紹介手数料の30%
入社日から91日目以降	返戻なし

返戻額の算定

返戻額は、求人者から実際に受領した紹介手数料の税抜額に上記割合を乗じた額とし、これに対応する消費税相当額を加算します。期間は入社日を第1日として算定します。

対象外となる場合

求人者の都合による解雇、採用時に明示された労働条件との相違その他求人者の責めに帰すべき事由による退職など、上記「返戻の対象」に該当しない場合は、返戻の対象外とします。

個別契約との関係

求人者との個別契約において別段の定めをした場合は、当該個別契約の定めを優先します。

事業所の名称 株式会社KNOTIC

有料職業紹介事業許可番号 27-コ-305370